令和２年度アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業支援業務仕様書

１．業務名称

令和2年度アートを活用して外国人誘客と地域間の周遊につなげる事業支援業務

２．業務主体

弘前市、十和田市

３．業務実施に要する経費負担及び経費の支弁等

業務実施に要する経費は、弘前市及び十和田市が等分で負担することから、2市とそれぞれ契約締結すること。

４．業務目的

令和2年夏、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、盛り上がりが予想されるインバウンド需要を継続させるべく、日本各地では訪日外国人の受入環境の整備を進めている。

弘前市においては、4月の弘前れんが倉庫美術館の開館を契機に、市内のほかのアート資源の受入環境を向上させ、特に外国人の誘客及び長期滞在につなげていきたいと考えている。

十和田市においても、十和田市現代美術館は開館以来、市街地観光の中心的な役割を果たしてきているが、グランドオープン10周年を迎える今年度を新たな事業展開を進める好機を捉え、今後さらに外国人を誘客していきたいと考えている。

この両エリアを結ぶ路線バスが平成14年に廃止となったことから、弘前市及び十和田市を含む9市町村による協議会「りんごのふるさとシャトルバス運営協議会」において、平成18年から観光周遊バスを運行しており、両エリアを訪問する観光客にとって貴重な交通手段となっている。

本事業は、博物館や野外アートなどの公共の施設のほか、両市をつなぐ観光周遊バスの活用も含め、工芸品関連や喫茶店など民間のアートに関連した観光資源を情報発信することにより、弘前市及び十和田市それぞれの魅力を高め、アートをキーワードにした弘前市と十和田市の周遊ルートを確立させることにより、さらなる外国人の誘客を図ることを目的とする。

５．業務期間

契約締結日の翌日から令和3年2月28日

６．業務内容

（１）アート系観光資源の掘り起しのための街歩き・ワークショップ開催

街歩き・ワークショップは弘前市及び十和田市のアートに関連した観光資源を掘り起し、アートマップ作成上の参考とするとともに、外国人観光客の受入環境上の課題を抽出するために実施することを基本とする。

①街歩き・ワークショップは弘前市及び十和田市でそれぞれ開催することとし、参加者はコーディネーターのほか、大学生及び両市内の美術系の団体等から人選し、原則として人数は次のとおりとすること。

	学生等	美術系の団体等	合計
弘前市	4名程度	1～2名	5～6名程度
十和田市	4名程度	1～2名	5～6名程度

②学生は弘前大学教育学部美術教育講座の学生を想定しており、十和田市での街歩き・ワークショップについては6月27日～28日の1泊2日の行程とすること。なお、十和田市での宿泊は原則として1名1室とすること。

③美術系の団体等については、原則として弘前市はNPO法人harappaの関係者、十和田市は十和田市現代美術館ボランティア（げんびサポーター）から人選すること。

④コーディネーターについては、弘前市は弘前れんが倉庫美術館職員、十和田市は十和田市現代美術館職員から人選すること。

⑤弘前市でのワークショップについては、原則として弘前れんが倉庫美術館のスタジオ等を借り上げの上、実施すること。

⑥受託業者は、街歩き・ワークショップの開催に係る参加者（コーディネーターを含む）への旅費・宿泊費・食事代・謝礼のほか、会場借上料、見学費、体験費など一切の経費を支払うこと。

（２）ブロガー等の招請

ブロガー等の招請は、「６．業務内容（１）」で掘り起こされた観光資源を周遊し、各観光資源の外国人観光客受入環境上の課題を洗い出しながら、課題解決に向けた助言を得るとともに、国外に向けて情報発信することを基本とする。

①東京オリンピック・パラリンピックで来日する外国人観光客への情報発信を意識し、ブロガー等の人選を行うこと。

②情報発信するために、効果的と考えられる2か国・地域から、各1人合計2人を招請し、3泊4日以上の行程で弘前市及び十和田市を周遊するファムツアーを実施すること。なお、2か国・地域のうち、1か国・地域は弘前市がホストタウンを務め、青森空港に定期便が就航している台

湾とすること。

③原則として、東京オリンピック・パラリンピック前に実施すること。ただし、日程的な事情により実施が困難である場合には、台湾についてのみ同大会前の日程でブロガー招請を行うこと。

④行程については、「６．業務内容（１）」の成果を踏まえた観光資源を周遊するものとすること。

⑤ブロガー等1人につき、最低2本の記事を掲載すること。

⑥ブロガー等の招請に伴い、次の事務を実施すること。

・受託業者は被招請者の招請手続き及び招請に係る諸調整一切を行うこと。

・3泊4日以上の行程のうち、原則として3泊は弘前市及び十和田市の宿泊施設への宿泊とすること。

・被招請者の出発国から日本国内行程を経て出発国までの旅行を手配すること。

・旅行費用及び宿泊費用については、出発国から日本国国際空港までの往復の渡航費と日本国内の交通費・宿泊費・食事代等一切を計上すること。

・宿泊先は、原則として、客室または公共スペースでのWi-Fiが利用可能なところとすること。

・訪問に必要となる見学費や体験料等を計上し、必要な撮影許可等をとること。

・視察、移動、食事、宿泊などの所要時間を記載した日程表を作成して進行を管理すること。

・インバウンド保険に要する経費を計上し、手配すること。

・被招請者を対象としたアンケートを作成すること。また、アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告を実施すること。

・業務実施後、契約期間内にブロガーのSNS（WEB）掲載状況の追跡調査を行い、報告すること。

（３）マップ制作・印刷

「６．業務内容（１）及び（２）」の成果を踏まえ、多言語のアートマップを制作・印刷をする。

①英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語の4言語によるマップを制作及び印刷すること。

②部数は、各言語4万部（1市2万部ずつ）以上印刷すること.

③サイズはA2サイズ又はB2サイズのいずれかとし、6面Z折り後2つ折りなど利用者の利便性の高いものを作成すること。

④弘前市と十和田市のアートに関連した観光資源の情報（営業時間、問合せ先等を含む）及びマップを掲載（受託者が各施設のマップへの掲載許可を取ること）するとともに、青森県内の美術館等の配置がわかる地図及び概要（営業時間、問合せ先等を含む）を掲載すること。

⑤弘前れんが倉庫美術館及び十和田市現代美術館へのアクセス情報を掲載するほか、「りんごの

ふるさとシャトルバス運営協議会」が弘前市～十和田市間で運行している観光バスの情報を掲載すること。

⑥市公式ホームページ等に掲載するために、マップのＰＤＦ版（ＰＣ用及びスマートフォン用）のデータを作成すること。

⑦マップの校正にあたっては、日本語版マップのデータを作成し、発注者側に提供すること。

⑧翻訳の確認については、翻訳者以外の第三者が実施すること。

⑨マップは完成後、弘前市及び十和田市が指定する配送先（概ね2か所程度、両市内）へ提案事業者から配送すること。

（4）海外旅行会社の招請

青森空港に定期便が就航しており弘前市及び十和田市での宿泊数のシェアが大きい東アジアとアートへの関心が比較的高い欧米をターゲットとし、各観光資源及び周遊ルートに対する助言等のほか、旅行商品の造成も視野に入れて海外旅行会社を招請することを基本とする。

①情報発信するために効果的と考えられる2か国・地域から、各1人合計2人を招請し、3泊4日以上の行程で弘前市及び十和田市を周遊するファムツアーを実施すること。なお、2か国・地域のうち、1か国・地域は弘前市がホストタウンを務め、青森空港に定期便が就航している台湾、もう1か国・地域は欧米とすること。

②業務目的達成にふさわしい招請する国・地域に応じた通訳及び添乗員を手配すること。

③行程については、６．（1）～（3）の成果を踏まえた観光資源を周遊するものとすること。

④海外旅行会社の招請に伴い、次の事務を実施すること。

・受託業者は被招請者の招請手続き及び招請に係る諸調整一切を行うこと。

・3泊4日以上の行程のうち、原則として3泊は弘前市及び十和田市の宿泊施設への宿泊とすること。

・被招請者の出発国から日本国内行程を経て出発国までの旅行を手配すること。

・旅行費用及び宿泊費用については、出発国から日本国国際空港までの往復の渡航費と日本国内の交通費・宿泊費・食事代等一切を計上すること。

・宿泊先は、原則として、客室または公共スペースでのWi-Fiが利用可能なところとすること。

・訪問に必要となる見学費や体験料等を計上し、必要な撮影許可等をとること。

・視察、移動、食事、宿泊などの所要時間を記載した日程表を作成して進行を管理すること。

・インバウンド保険に要する経費を計上し、手配すること。

・被招請者を対象としたアンケートを作成すること。また、アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告を実施すること。

・業務実施後、契約期間内に海外旅行会社の旅行商品造成状況の追跡調査を行い、報告すること。なお、追跡調査を実施する点を踏まえて招請を行うこと。

7．業務報告書の作成

本業務について、以下の内容を含む業務報告書（紙媒体8部、電子媒体2部（PDF形式のファイルにし、CD化したもの））を作成し提出すること。

（1）アート系観光資源の掘り起しのためのワークショップ・街歩き開催

①ワークショップ・街歩き参加者名簿、業務行程（全体日程）

②実施風景の写真等

③ワークショップ・街歩きの討議内容のまとめ等

（2）ブロガー等の招請

①被招請者名簿、業務行程（全体日程）

②取材、撮影状況がわかる写真（場所、説明キャプション）

③被招請者に対して実施したアンケートの内容、集計結果、アンケート分析（行程における被招請者からのコメント等から読み取れる魅力や課題抽出等）

④被招請者のSNS・ブログ等の掲載状況及び閲覧状況

（3）マップ制作・印刷

①掲載した観光資源のリスト等

（4）海外旅行会社の招請

①被招請者名簿、業務行程（全体日程）

②取材、撮影状況がわかる写真（場所、説明キャプション）

③被招請者に対して実施したアンケートの内容、集計結果、アンケート分析（行程における被招請者からのコメント等から読み取れる魅力や課題抽出等）

④被招請者の旅行商品造成状況（旅行商品造成件数等）

8．その他

（1）業務の実施に当たっては、弘前市及び十和田市と連絡調整を十分に図ること。

（2）その他、業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、この仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。